朝日町地域おこし協力隊（にぎわい創出推進員）募集要項

人口減少、少子高齢化が進展する中で、地域同士や町内外のつながりは今後の地域維持及び活性化に重要であり、そのためには町への移住者や来訪者、町民との交流機会創出など、新たなにぎわいづくりを増やしていく必要があります。

そこで、隊員独自の技能を活かしたイベントの開催等、町のにぎわいを生み出すことで、町民同士から町内外まで様々なつながりを生み出し、地域社会と行政が協働したまちづくりを目指すため、新たな地域おこし協力隊を下記のとおり募集します。

１．職種及び採用人数

朝日町地域おこし協力隊（にぎわい創出推進員）　１名

２．募集期間及び受付期間

令和８年１１月２日（月）から令和８年１２月２８日（月）まで
（定員に達しなかった場合には、2 次募集を行います。）

３．活動内容

（１）ゲストハウス松本亭一農舎を拠点としたにぎわいづくりに関すること
（ゲストハウス運営業務と、独自の技能を活かしたイベントの開催）
（２）ゲストハウス松本亭一農舎を拠点とした町への移住・定住の促進に関すること
（３）町への来訪者と町民との交流の促進に資する情報の発信に関すること
（４）その他町長が必要と認めた業務に関すること

※ゲストハウス松本亭一農舎
松本亭は町所有の古民家をリノベーションし 2017 年 1 月にオープンした公設民営のゲストハウスです。町では松本亭を「暮らし体験施設」と位置づけており、着地型観光のお客様から、移住希望者までを広く受け入れながら、朝日町を楽しむ間口を広げ、交流を生み出す拠点施設である松本亭に地域おこし協力隊を配置しています。

４．募集対象

（１）現在、都市地域等に在住している者で、朝日町に住民票を移すことができ、活動内容等を理解した者。または、他地域で地域おこし協力隊として活動していた場合にあっては、地域おこし協力隊として２年以上従事し、かつ、解任から１年以内の者。
（２）令和９年４月１日時点で２０歳以上の者
（３）心身ともに健康で、誠実に活動内容を行い、１年以上の居住を予定している者
（４）パソコンや SNS 等を活用できる者
（５）普通自動車免許を取得している者
（６）町条例及び規則等その他関係法令を遵守し、職務命令に従うことができる者
（７）地方公務員法第１６条に規定する欠格事項に該当しない者
（８）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員に該当しない者

５．配置先

基本的に朝日町役場政策推進課､朝日町暮らし･交流体験施設(ゲストハウス松本亭一農舎)とし、その他町内の自由裁量が効く施設等については双方協議の上決定します。

６．任用形態

（１）地方公務員法第 22 条の 2 の規定に基づき、会計年度任用職員（パートタイム）として、朝日町長が任用します。

（２）任用期間は､採用の日(令和９年４月１日以降)から令和１０年３月３１日までとします。

（３）翌年度以降は勤務実績をふまえ、公募によらない再度の任用を行う場合があります。その際、任用期間は最長３年までとします。

（４）勤務時間外に副業可能です。ただし、次を満たし事前に届出書の提出が必要です。

・服務規程に反しないこと、　・本来の活動に支障が無いこと、

・利害関係者等と不適切な関係にならないこと、　・公序良俗に反しないこと

７．服務等

地方公務員に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用されます。服務規定に反した場合は、懲戒処分の対象となります。

また、任用後１か月間は、条件付採用期間となります。

８．給料（報酬）・各種手当・休暇等

（１）月額報酬２４２,７００円。６月と１２月に賞与（期末・勤勉手当）が支給されます。(昇給：有)

（２）任用期間や勤務日数に応じて、年次有給休暇や特別休暇（夏季休暇等）が付与されます。

（３）社会保険等へ加入します。

９．活動日・活動時間

週３５時間程度（１週間当たり３５時間及び１日当たり７時間を超えない範囲）を基本とします。ただし、活動内容によっては休日に勤務を要する場合があり、その場合は平日への振替対応とします。

10．待　遇

（１）住居、活動のための車（燃料を含む）は町で貸与します。
（光熱水費等の経常経費は個人負担とします）

（２）町が必要と認める研修費用については予算の範囲内で町が負担します。

（３）活動のために必要な備品等については双方協議の上決定します。

（４）活動に必要な旅費については、町の旅費規定に準じて予算の範囲内で支給します。

11．その他

（１）引越し費用については個人負担とします。

（２）活動内容に示した事項に関して、町長が定める「活動状況報告（日誌)」に記載の上毎週報告するものとし、あわせて月に２回程度、町職員との打ち合わせを行います。

（３）年１回活動報告会を開催し、町民等に広く活動内容を発表していただきます。

12. 募集方法

朝日町会計年度任用職員採用試験申込書に必要事項を記入し、写真を添付のうえ、**１２月２８日（月）**まで提出してください。

※募集状況により、２次募集を行います。

〈受付時間〉午前８時３０分から午後５時１５分まで（郵送の場合は、締切日必着のこと）

〈提 出 先〉〒９９０-１４４２　山形県西村山郡朝日町大字宮宿１１１５番地
朝日町役場 政策推進課 地域振興係

13. 審査方法

（１）１次審査（書類選考）

（２）２次審査（面接）

14. 問合せ先

朝日町政策推進課 地域振興係

TEL：０２３７-６７-２１１２、FAX：０２３７-６７-２１１７

e-mail：seisaku@town.asahi.yamagata.jp